**指定工事店の指定基準及び必要書類**

１　指定工事店の指定基準

　(１)　営業所ごとに責任技術者として登録を受けたものを選任していること。

(２)　工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。

(３)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者。

イ　指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者。

ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当

の理由がある者。

エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たっ

て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるも

の。

２　指定（更新）に必要な書類

(１)　個人の場合

ア　下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・継続)

イ　住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

ウ　営業所の平面図及び付近見取図並びに営業所写真

エ　選任する責任技術者の責任技術者証の写し

オ　工事の施工に必要な機械器具を有することを証する書類（所有機械調書、写真）

カ　誓約書

キ　指定工事店証の写し（更新の場合のみ）

(２)　法人の場合

ア　下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・継続)

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書の写し

ウ　営業所の平面図及び付近見取図並びに営業所写真

エ　選任する責任技術者の責任技術者証の写し

オ　工事の施工に必要な機械器具を有することを証する書類（所有機械調書、写真）

カ　誓約書

キ　指定工事店証の写し（更新の場合のみ）

３　指定手数料

新規の指定1件につき20,000円（更新は10,000円）

※　その他不明な点につきましては、丹波市上下水道お客様センター（春日庁舎1F）

0795-88-5107までお問い合わせください。

　　年　　月　　日

下水道排水設備指定工事店指定申請書(新規・継続)

丹波市長　　　　　　　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請工事店 | ふりがな | 　　 |
| 商号又は名称 |  |
| 営業所所在地 |  〒電話（　　　　）　　　― |
| ふりがな |  |
| 代表者氏名 |  |
| 代表者住所 | 〒 電話（　　　　）　　　― |

添付書類

(１)　個人の場合

１　住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し

　　２　営業所の平面図及び付近見取図並びに営業所写真

　　３　選任する責任技術者の責任技術者証の写し

　　４　工事の施工に必要な機械器具を有することを証する書類（所有機械調書、写真）

　　５　誓約書

　　６　指定工事店証の写し（更新の場合のみ）

(２)　法人の場合

　　１　定款又は寄附行為及び登記事項証明書の写し

　　２　営業所の平面図及び付近見取図並びに営業所写真

　　３　選任する責任技術者の責任技術者証の写し

　　４　工事の施工に必要な機械器具を有することを証する書類（所有機械調書、写真）

　　５　誓約書

　　６　指定工事店証の写し（更新の場合のみ）

別紙１

|  |
| --- |
| 営業所の平面図及び付近見取図平面図（敷地・建物）　　　　　　建物延床面積　　　　　ｍ2 |
| 付近見取図　　 Ｎ |

(注)　１　営業所の写真は、外観及び内観を撮影したもの数枚

　　　　２　平面図は、営業所の施設内容、配置状況等を記入すること（敷地、事務所、

倉庫等）。

　　　　３　付近見取図は、公共施設等主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

営業所写真

|  |
| --- |
| 外観 |
| 事務所内 |

**所有機械調書**

**記入例**

・記入例に記載している器具はあくまでも参考です。機能を有していれば、これ以外の器具でも問題ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 名　　　　称 | 規　格　等 | 数量 | 備　　　考 |
| 切断用 | パイプカッター |  |  |  |
| 切断用 | 金ノコ |  |  |  |
| 加工用 | やすり |  |  |  |
| 接合用 | パイプレンチ |  |  |  |
| 接合用 | スパナ |  |  |  |
| 接合用 | 挿入機 |  |  |  |
| 測量用 | 水平器 |  |  |  |
| 測量用 | レベル |  |  |  |
| 土工用 | スコップ |  |  |  |
| 土工用 | つるはし |  |  |  |
| 土工用 | ランマー |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　すべての写真を漏れなく添付する事。

※　写真をまとめて撮影する場合も、記載した機械器具がそれぞれ明瞭にわかる写真を添付すること。

**所有機械調書**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 名　　　　称 | 規　格　等 | 数量 | 備　　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　すべての写真を漏れなく添付する事。

※　写真をまとめて撮影する場合も、記載した機械器具がそれぞれ明瞭にわかる写真を添

付すること。

※　書ききれない場合は、コピーしてご使用ください。

誓　　約　　書

丹波市長　　　　　　　　様

下水道排水設備指定工事店の申請（新規・継続）事項について事実と相違ない事並びに丹波市下水道条例第9条第1項第３号に該当しない事を誓約します。

なお、後日記載事項に事実と異なることが判明した場合は、丹波市下水道条例に基づき指定の取り消し処分に対して異議申し立ていたしません。

　　年　　月　　日

住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　㊞